

所水整第165号
令和5年11月30日

所沢市公共事業評価委員会
委員長 様

所沢市長 小野塚 勝 俊



社会資本総合整備計画（防災・安全）の事後評価について（諮問）

所沢市公共事業評価委員会条例第2条（1）の規定に基づき、下記のことについて
貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

社会資本総合整備計画（防災・安全）「防災の街づくりを目指す所沢市の下水道
＜第2期＞（防災・安全）」（平成30年度～令和4年度）の事後評価について

2 諮問理由

社会資本整備総合交付金要綱第10第1項より、社会資本総合整備計画の期間の
終了時に、計画の目標の実現状況等の評価（事後評価）を行わなければなりません。
なお、事後評価の実施に当たっては、「社会資本整備総合交付金に係わる計画等
について（令和3年3月30日改正）」第3第6項により、評価の透明性、客観性、公
正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努めることとされ
ているため、諮問するものです。

以上